

社民・無所属の古賀千景です。

○委員長（熊谷裕人君） ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、東野秀樹さん、ラサール石井さん及び谷合正明さんが委員を辞任され、その補欠として片山さつきさん、福島みづほさん及び竹内真一さんが選任されました。

大臣、初めての質問となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、各地で出没している熊対策についてお伺いします。

○委員長（熊谷裕人君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長（熊谷裕人君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官原克彦さん外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷裕人君） 異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長（熊谷裕人君） 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○古賀千景君 わざわざいます。立憲民主・

大臣、初めての質問となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、各地で出没している熊対策についてお伺いします。

まだ私の耳には子供たち、学校の子供たちが熊に出会って被害に遭ったということは聞いておりませんが、実際、学校施設への侵入事案、またけが人の有無など、把握されていたら教えてください。

○政府参考人（塩見みづ枝君） お答え申し上げます。

学校への熊の侵入による人的被害につきましては、現時点で確認しておりません。また、学校敷地内に侵入した事案につきましては、網羅的には把握しておりませんが、関係自治体からの聞き取りですとか報道等によりまして、熊が多数出没する県におきましては相当数あるというふうに承知しております。また、物的被害につきましても、例えば小学校の敷地内の窓ガラスが割られるなど

の事案があつたと把握しております。

クマ被害対策パッケージは見せていただきました。しかし、どうも自治体とか学校任せという感じが私は見ていて思いました。もっと詳細な国としての具体案を作るべきではないか、そして、今年はもう熊は冬眠しちゃうかも知れないけど、来年とかその後に向けての具体策、今年これだけのことが起きておりますので、策定をする必要があると思いますが、文科省として、国としてどのよ

かスプレーを配つたりとかスクールバスを手配して安全を確保するというような対応がされていて、学校では、子供たちが、教職員の方が子供が来る前に学校内を点検したりとか早めに子供たちの安全を確認する、校外で行う学校行事を中止していく、子供たちの送迎をする車、保護者が車で全部来られているもので、その交通整理をする、そのようなことが学校で行われております。

しかし、幾ら大人が一人、子供たちが十人いて大人が一人いて、どうやって熊から子供を守るというのはとても不安だということがあって、教職員の業務としても過多になつてているというところがあります。子供たち自身も、外で遊べなかつたりとかして、新型コロナ感染症の頃のようなストレスが子供の中にもたまつてきているという話を伺っています。

国としての対策をお伺いしたいと思っております。

クマ被害対策パッケージは見せていただきました。しかし、どうも自治体とか学校任せという感じが私は見ていて思いました。もっと詳細な国としての具体案を作るべきではないか、そして、今年はもう熊は冬眠しちゃうかも知れないけど、来年とかその後に向けての具体策、今年これだけのことが起きておりますので、策定をする必要があると思いますが、文科省として、国としてどのよ

うな予定があるか、教えてください。

○国務大臣（松本洋平君） 熊出没に対しましての学校及び登下校の安全確保は喫緊の課題と考えているところであります。何よりも、やはり児童生徒、そして教職員を始めとする学校関係者の皆さんの安全を、これだけ熊被害が出ている中で守つていくことが最優先事項というふうに考えていいるところであります。

このため、文部科学省では、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議に先立ちまして、全国の教育委員会及び学校に対しまして熊出没に対する学校及び登下校の安全確保の取組を周知するとともに、緊急連絡会を開催したところであります。これらにつきましては、十一月十四日に決定されました政府のクマ被害対策パッケージにおける緊急的な対応として盛り込まれているところであります。

また、令和八年度概算要求におきましては、専門家の派遣や教職員研修、見守りボランティアなどの熊対応に必要な物品等の支援を行うための予算を要求しているところであります。

さらに、保護者の負担軽減策として、自治体における熊出没時におけるスクールバスの対象距離の緩和や増便、公用車やジャンボタクシーの活用をした児童生徒の送迎などの取組について承知をしているところでありまして、こういった事例も参考にしていただけよう、各自治体に周知等を

図つてまいりたいと考えております。

これが要は対症療法で抜本的解決にはなつてないから、そこをどうするんだというお問い合わせ思いますけれども、おっしゃるとおりだと思います。

一方で、この熊被害をどういうふうに防いでいくのかということは、これは文部科学省だけに対応できることではなくて、農林水産省であつたり環境省であつたり、様々な関係省庁と連携をしていくことが極めて大事だと思います。同じ問題意識を共有して取り組んでまいりたいと思います。

○古賀千景君 ありがとうございます。

私も学校現場におきましたが、結構いろんなことが起きてから、その後には調査があつたり、その後にはいろんなことをされるんですが、その前、結構後手後手になっているなど感じていたことがたくさんありました。是非、子供たちの命を守るために、柵をどんなふうに、熊が入つてこないような柵を作つていくとか、非常時に子供たちに、非常時には誰が付けるとか、そういうのをきちんとマニュアル化していくとか、あと、好事例を文

科省から全国に知らせていくとか、そのようなことができるんではないかと思っています。

国が主体的に対策をしていく、マニュアルを作

策では非お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

私はしつこく教職員の働き方改革を常に質問しておりますが、なぜ教職員の働き方改革が必要だと大臣は思われますか。

○国務大臣（松本洋平君） まず、子供たちの教育という大変大事な、そして崇高なお役目に就いていただいている、そして大変激務の中でこれらに携わつていただいている教員の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

その上で、教育は人なりと言われるよう、学校教育の成否は教師に懸かっていると言つても過言ではなく、全国的に教師不足が指摘されている中、教職の魅力を向上させ、教師に優れた人材を確保することが喫緊の課題であると考えております。教師が教師でなければできないことに専念でききの環境を整え、全ての子供たちにより良い教育を実現することが最も重要なと思います。

そのために、学校における働き方改革を始めとする教師を取り巻く環境整備を一層推進する必要があると認識しているところであります。

○古賀千景君 ありがとうございます。

大臣も所信の中で、誰一人取り残されることは、文

部科学省の使命ですとおっしゃつていただきました。そのとおりだと私も思つております。

私が言いたいのは、教職員のためだけに私が言つているのではないということです。その背景にいる子供たちのことを中心に教育行政は動いていくべきだと考えていました。教職員が多忙になると子供たちが見えなくなります。つまずいている子供たちに寄つていつて教えてあげることができません。心の余裕がなくなります。子供の変容に気付かせません。

ですので、教育行政は子供を優先に、最優先に、そのために教職員の働き方があると私は認識をしておりますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣（松本洋平君） 私も全く同じ思いであります。

私が大臣に就任をいたしまして一番最初の就任会見でも、記者さんから同じようなというか、働き方改革をどう進めていくんですかというような問い合わせがありました。その場で私がお答えをさせていたいたいのは、この働き方改革を進めていくことの大切さを私自身お話をした後に、そして、それは教師の、先生のための施策ではなくて、それを実現することによって実際に教育を受ける子供たちであつたり学生さんたちに結果としてそれはしっかりと伝わっていく、そういうものだと思つておりますといふことも記者会見の場でお話をさ

せていただいたところであります。

おっしゃるとおりで、教師の皆様方の働き方、

供たちのためだというの私は同じ思いを持っております。

○古賀千景君 昨日の高市総理の言葉の中に、公教育の再生とあるべき教育の姿というのを問われた質問に対して、我が国の未来を見据え、豊かな道徳心を培い、国家、社会の形成者として必要な資質、能力を育成するとともに、強い経済の基盤となるイノベーションを興すことのできる人材を育成していくことが重大、重要なというお言葉がありました。

私はこの言葉に、どこに子供がいるのかなどいうのを正直感じたところです。教育行政つて往々にして、国がこういう人材が欲しいという型をつくり、それに教育をして押し込めていく、入れ込んでいくというのを私は感じることが多々あります。子供たちの夢とか希望とか人権とか思いとか、そんなものがあつて、そして教育は成り立つていくというのを私は考えています。

子供たちは環境を整えてやると自ら学びます。ですので、こちら側の、国のこんな人材が欲しいからこんな教育をしていくという大人の感覚での教育ではなく、子供を中心に据えた教育行政といふことを是非お願いしたいと思つております。こ

れからもそのような質問でさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

では、子供のいじめについて伺います。

御存じのとおり、少子化で子供たちの数は減っています。しかし、いじめの件数は約七十七万件、過去最高です。大臣も所信の中で、関係省庁と連帯し、より一層対策を推進しますと言われておりますが、どのような対策を推進しようと考へていますが、どうぞお聞かせください。

○国務大臣（松本洋平君） まずもつて、いじめは決して許される行為ではありません。現在も児童生徒が深く傷つく事案が発生していることについて、文部科学大臣としても極めて深刻に受け止めているところであります。何としてもこれを解決するためには頑張つていただきたいと思います。いじめの対応に関しましては、いじめの未然防止から再発防止に至るまで、様々な場面における総合的な対策を進めていくことが重要であると考えております。

このため、文部科学省といたしましては、児童生徒に対する取組といたしまして、いじめの未然防止教育の推進に向けた教職員用動画教材等の作成、周知徹底や、教育相談体制の強化に向けてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実、SNSなどを活用した相談の推進などに取り組んでいます。令和七年度補正予算

案につきまして、多職種の専門家による支援チームを教育委員会に設置をいたしまして、学校におけるいじめ対応に伴走できる体制のモデル構築に必要な予算を計上しているところであります。

また、各教育委員会や学校に対する取組といった
しまして、生徒指導担当者などを対象とする研修会の開催や、文部科学省職員を直接教育委員会などが開催する研修会へ積極的に講師として派遣しいじめ対策に関する行政説明を行うことなどを進めているところであります。

き続きいじめ防止対策に力を尽くしてまいります
○古賀千景君 実は、ある地域でいじめが疑われ
た事案があり、いじめ防止対策推進法に基づいて
第三者調査委員会が設置されて、調査の結果、い
じめと認定されました。しかし、その調査報告書
が作成されても学校は調査報告書を受け入れない
というケースがありました。こういったケースが
まだまだ起こり得るのがいじめ防止対策推進法で
す。

いじめで苦しむ子供や保護者は、大臣もおっしゃってくださったとおり、とてもつらい思いをし

ております。それが命なくしてしまうことにもつながります。いじめ防止対策推進法をもつと実効性のあるものにする必要性があるのではないかと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣（橋本洋平君） 個別の事案は「いての言及」というものはなかなかこの場ではできないわけですが、一般論として、いじめの重大事態調査は、いじめ防止対策推進法に基づきまして、いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至つた事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止を講ずることを目的として実施される調査があります

この調査の結果を踏まえまして、重大事態が発生した学校又はその学校の設置者は、報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止、早期発見及び早期対応等について、これまでの対応を見直すとともに再発防止策の確実な実施に取り組まなければならぬこと考えており、その旨、昨年八月に改訂をいたしましたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにも記載をしているところであります。

○古賀千景君 いじめ防止対策推進法に関するでは、第三者委員会の調査権限の強化をするための規定の見直しとか、あと、国の関与など改善点が、今大臣もおつしやつてくださったような改善点がたくさんあると思っておりますので、そこも一緒に考えていただきたいと思っております。

次に、五月二十一日の本会議で、我が黨の斎藤嘉隆議員の教職員不足の質問に対し、当時のあべ文科大臣は、現在の教師不足の状況は、産休、育休取得者や、特別支援学級の見込み以上の増加に対し、臨時講師のなり手が減少しているといつた構造的な要因が大きいと述べられました。

また、十一月五日の本会議で、我が党の水岡俊一議員の教職員不足の質問に関して、高市總理大臣は、大量の定年退職や、また大量採用を背景とした産休、育休取得者の増加により臨時講師の採用が増加する一方、正規採用の大幅な増加により、臨時講師のなり手であつた既卒者が減少していることが要因であると述べられました。

ンなどに沿つた対応の実効性を高めていきたいと思ひますし、また、法やガイドラインなどに基づく対応がされていない場合につきましては、文部科学省として都道府県などに対し指導、助言を行つてまいりることで徹底をしてまいりたいと思います。

ような御認識をお持ちか、お願ひします。

○国務大臣（松本洋平君） 現在の教師不足の構造的要因といたしまして、今お話をあつたように、近年の教師の年齢構成に起因した大量退職と、それに伴う大量採用を背景とした育休、育産休取得者の増加、想定を上回る特別支援学級の増加などにより臨時講師のなり手が不足しているという構造的な要因が大きいと認識をしておりますが、それに加えて、やはりその新規学卒での教員採用選考受験者が減少をしているというのも大変大きな問題だと思つております。

これによつて結局その臨時講師のなり手というものが不足をしているということにもつながつてゐるわけでありますから、そういう意味では、もちろんその構造的な要因として、今申し上げたような様々な、大量退職の問題であつたりとか育産休取得者の増加というようなお話だけではなくて、やはりその新規学卒での教員採用選考受験者が減少しているというところが一つベースとしてはあるのではないかと私は思います。

○古賀千景君 先日の委員会のときに大臣は述べられました。民間の将来なりたい職業アンケートで、中学校、高校では教職員がトップと、十年間。じゃ、なぜ今おつしやつたみたいに大学になつて教員の人気がなくなるんでしょうか。大臣はどうのように分析されておりますか。

○国務大臣（松本洋平君） 令和六年度教員採用選考での採用倍率は、小学校で二・二倍、中学校で四倍、高等学校で四・三倍とそれぞれ過去最低となつております。採用倍率の低下や受験者数減少の傾向が続いている状況について、強い危機感を持つて受け止めているところであります。

文部科学省の調査によると、大学で教員免許取得を目的とした教職課程を取らなかつたり教職課程を履修したが免許取得に至らなかつた理由といったしまして、民間企業など他の職種への志望度合いが高まつたから、教員免許取得に必要な単位数が多く全ての単位を取得することが困難だつたからといった回答が多かつたところであります。

また、同じ調査の中で、教師を志す学生の声として、教師の勤務環境に対する不安の声もあると承知をしているところであります。

○古賀千景君 最後に言われた勤務環境というところで話をさせていただきます。

大学生は教員免許を取るために教育実習に行きますが、教育実習に行ってやめた、その人がたくさんいるんですよ。教職員が疲弊している、余りにも多忙だった、教職員が子供と向き合う時間は学校はない、このような現実を大学生が見るわけです。そして志願をやめていく。教職員となつて教員の人気がなくなるんでしょうか。大臣はどう

なり手不足という認識は、一因ではありますが、要因ではないと私は思つています。大臣、いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 先ほどもお話をしましたけれども、いわゆる教職になりたいという、そういう思いを持ちながら実際にその道を諦めてしまうということの一因として、教師の勤務環境に対する不安の声もあるということであります。

現下の教師不足の解消に向けて、文部科学省としては、各教育委員会に対しまして、現職以外の教員免許保有者向けの研修の実施など、教師の確保を強化する取組を促しているところであります。

また、本年六月に成立をいたしました改正給特法等を踏まえまして、給特法に基づく指針に則した業務の精選、教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実などに係る必要な予算の確保、働き方改革に係る計画の策定などに取り組む教育委員会への伴走支援などに取り組みまして、教職員の魅力を向上に努めてまいりたいと存じます。

○古賀千景君 文科省は志願者を増やそう志願者を増やそうといつもされるんですけど、私は、中途退職者、早期退職者、この人たちを減らすのも大きな手立てではあると私は思つております。

介護や子育てで早期退職をしなければならない方がたくさんいる、その方たちが現場にとどまつ

てもらいたい。そうすると、その方たちは学校教職員としての経験もありますし、若い人を採用するときは指導者をもう一人定数で付けなければなりませんよね。その人たちも要らない。私は、この介護とか子育てで仕事が困難になつた場合辞められている方、この方が、例えば五年以内であれば学校現場を離れていいよ、その代わり帰つてきてね、そして帰つてくる際は面接ぐらいの、経験があるから大丈夫というような制度をつくつたらいかがかなということを思つています。

数年後には学校に帰つてくるという学校側の安心感、そして帰ることが、帰る場所がある、働く場所があるという安心感で子育て、介護ができる、こうやつている自治体があります。少し離れて、そして必ず帰つてこれる。そのような自治体があるということで、どつちも私はワイン・ウインで助かるんではないかと思いますが、このような育児、介護の制度の充実は国としていかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 育児・介護休業等の取得促進に向けては、希望する教員が気兼ねなく育児・介護休業等を取得できるようにしていくことが重要ですが、他方で、例えそもそも業務が多忙である、取得しづらい雰囲気があるといった状況の場合、育児・介護休業等の取得をちゅうちょしてしまうことが考えられております。

このため、学校における働き方改革を加速し業務多忙化を解消していくことや、管理職の意識を含め学校における育児・介護休業等を取得しやすい環境の整備、そして代替者を安定的に確保するために正規の教員の計画的な採用を進めるなどに取り組むことが必要であると認識をしております。

今委員御指摘のとおり、育児や介護などにより一度退職した職員が、教員が再度同じ自治体の採用選考を受ける際に選考の一部が免除される自治体があることは承知をしているところであります。採用につきましては任命権者であります教育委員会の権限と責任において行うものではありますけれども、必要に応じてこうした自治体の取組をしっかりと周知をしていくことによって、こういう制度もあるということを各任命権者である教育委員会の皆さんにも知つていただくことによってそれぞれの工夫した取組というものを進めていくことができればと思います。

○古賀千景君 退職ではなくて、休職でいいと思います。休職で間が空いて、そして面接で帰つてこれるような、そんな制度が私は必要だと思っています。

定年延長の方の賃金です。これは教職員も国家公務員や皆さんそうだと思いますが、六十歳を超

えると七割、年収二百万ほど減ると、月に十万以上減ると話を伺つております。これは学校現場だけじゃないよと言われるでしょう。しかし、学校では七割で働ける仕事がないんです。

この中で、学校の中で病休者が出ていく、育休の、産休の方が出られる。病休、産休者が悪いのではありません。その方たちが出られたときに代替者が来ないんです。御存じですよね。代替者がいるに、退職者の皆さんには、俺は七割やけん、担任外やけん、せぬとは言いません。学校が困つとうなぐて担任がいない学校がたくさんある。そのとき俺が行つちゃう、じゃ、私がするしかないね、そうやつて入つて、結局最後はみんな担任になるんです。六十歳までの経験がある、みんな頼りますよ。定年延長だから責任ある仕事も掛かってくる、そして十万以上賃金が安い、これでモチベーションが上がるわけがありません。だから、一年やつてみて、あつ、これはばからしいって辞める方がまたここでもたくさんいるんです。

そういうことを考えたときに、定年延長の教職員として、そこだけは七割ではなく、現状維持で結構ですから、そのようにできていかなかといふことを私は考えます。

今回の補正予算の中でも、サプライティーチャ

ー制度という、退職者の教職員に入つてもらうというのも出ていましたよね。それだけ退職者にも頼むのであれば、定年延長の皆さん環境をしっかり整えていく、それが子供たちのためになる、将来の日本の子供たちのためになる。いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 公立学校の教職員を含めまして、地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、国家公務員などとの均衡の原則などを踏まえた上で各地方公共団体の条例において規定されているものと認識をしております。定年引上げに係る給与制度は、公立学校の教育を含めまして公務員全体に共通する制度であります。俸給月額などは七割水準とされておりまして、直ちに引き上げることは困難と考えております。

他方、国家公務員の給与水準につきましては、定年前後で連続的なものとなるよう検討されており、文部科学省としてもこうした動向を注視してまいりたいと存じます。

なお、教師の待遇改善の観点からは、令和七六年に成立した給特法等の改正に伴う教職調整額の引上げや学級担任への義務教育等教員特別手当の加算は、定年引上げの教員にも適用されることとなつて いるところであります。

今申し上げましたように、国家公務員の給与水準につきましても定年前後で連続的なものとなる

よう検討ということでありますので、まずはこちらの方の動向というものも注視をしつつ、そうして定年後の、定年延長の教職員の皆さんにも少しひでも働きやすい環境というものを整えるように努力してまいりたいと思います。

○古賀千景君 教職員の仕事の特殊性といつて給特法があるんでしょう。人材確保法もそうですよね。教職員の特殊性というところで七割撤廃ということをお考えいただきたいと思います。

それでは、資料を御覧ください。

教師の業務量管理のために、先日アップデート、業務の三分類、アップデートしていただきました。

ありがとうございます。

見させていただいたときに、黄色で線を引いておりますが、これだけ事務職員、事務職員、事務職員、事務職員、これだけの業務が事務職員に割り振られました。前回よりも増えていきます。なぜこんなに事務職員に業務を割り振られたんですか。教えてください。

○政府参考人（望月楨君） お答え申し上げます。

社会全体の働き方改革が進む中において、御指摘の学校と教師の業務の三分類、これにつきましては、平成三十一年の中教審答申におきまして、事務職員の校務運営への参画を拡大する必要性と併せまして、業務の扱い手を教師以外の方にも担つていただきたいという観点から業務の仕分の考

え方を整理したものでございます。その中で、調査、統計等への回答など、事務職員が担うべき業務を示したところでございます。

事務職員は総務、財務に通ずる専門職でございます。まして、チーム学校の一員でございます。本年六月の給特法改正を踏まえました、この今御紹介いたしました新三分類、各自治体がこの新三分類を踏まえてそれぞれ自治体の方で計画を作つていただくわけですけれども、この中に、十九の項目の中でも事務職員が、これ事務職員だけではないんですけど、事務職員が関わつていただきたいものを見示してございます。

一方で、その指針におきましては、業務の分類を示すだけではなく、事務職員に過度に業務が集中することにならないように、管理職や教職員同士の連携、事務職員の負担が過重なものとならないよう、そうした必要性なども明記をしていところでございます。

○古賀千景君 事務職員つて四学級ないといいなんですね、学校には。ですので、全学校にはいらないんですよ。

多分、こう言つたら共同学校事務室があるじやないかときつと言われるし、概算要求でも定数一付けていますよ、言われると思いますが、私にはこれは事務職員の業務増につながると、確實につながると思いますが、そこはいかがですか。

○政府参考人（望月禎君） 今回の十九の分類の中でも、先ほど申し上げましたように、事務職員が総務や財務の専門家であるという観点からの知見を学校の中でも生かしていただきたいと考えてございます。

まさに学校のそれぞれの方々の役割の分担というものを考えていただきて、教師が子供たちと向き合つていただくという時間を確保するために、事務職員だけに業務を寄せるということではなく、教員業務支援員、あるいは、これも、今後作っていただく計画にも必ず議論していただきことになりますけれども、首長部局も含めた地域との連携ということも必要になる中で、事務職員の方も、今までの業務のやり方や、あるいはそのDX等も含めて、今共同事務室のことも古賀先生からございましたけれども、そうした業務の在り方を今回併せて見直していただきたいというふうに考えているところでございます。

○古賀千景君 これだけ書かれたら、文書にされたら、事務職員、働かざるを得ないと思います。

私は、これをやつていくのであれば事務職員を定数を増やしていく、又はこれから文面の事務職員を減らす、どちらかが必要だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 教師を取り巻く環境整備を進める上で、学校における働き方改革と学

校の指導、運営体制の充実は一体的に進める必要があると考えております。

先ほど御説明をしましたけれども、指針におきましては、事務職員の負担が過重なものとならぬよう学校と教師の業務の精選を記載しているところであります。このため、現時点で三分類を含む指針を再度改正することは考えてはおりませんが、各教育委員会において、指針の趣旨を踏まえまして、事務職員を含む教師以外の職員との連携、協働による業務の見直しを含めて進めていただけるよう、文部科学省としても引き続き指導、助言に努めてまいりたいと存じます。

おっしゃられましたけれども、令和八年度概算要求において、事務職員を含む教職員定数の改善に係る予算を要求しているところでもありますし、また同時にいろいろと、それこそ教育委員会などと連携をしながら、例えば公会計の推進などというようなものも今回、これ予算の、補正予算の中でですね、ごめんなさい、要求をさせていただきているところでもありますて、要求というか付けて

高校の英語の教員、ALTの業務担当者となっている場合があります。高校のALTの皆さん、何をするかといったら、帰国や入国の業務、飛行機を取る、それに関わる費用の請求書を作成する、帰国の際の不動産会社、電気、ガス、水道、電話の解約手続、転居手続、ほかにも運転免許証や病院にも随行、このような業務が高校の英語教員に課されている自治体があります。このことは御存じでしようか。

○政府参考人（望月禎君） 御指摘の件につきまして、文部科学省で網羅的には把握してございませんけれども、今、古賀先生から御紹介がございましたように、例えばALT等の方が帰国する際の航空券の手配あるいは住居の契約等に関しまして、教育委員会が学校の方に依頼をして、英語に

すし、そうした先進的な事例などにつきましても、是非いろんな自治体に広報することによって参考にしてもいいながら、それぞれがより効率的かつ子供たちに対する教育の質の向上、こうしたものにつながるような取組を進めさせていただければと思います。

○古賀千景君 専門職だからって業務を増やしていいわけではないので、専門職だからこそ人をしつかり付けて専門のことができるよう、そういう環境を是非お願いしたいと思います。

ちょっとと飛ばさせてください。

御堪能な英語の教師が支援している例もあると承知をしているところでございます。

○古賀千景君 じゃ、その仕事は、この三分類の中ではどこに入りますか。

○政府参考人（望月禎君） 三分類は一つのこれは例でございますので、ここに全部網羅的には示してはございませんけれども、また、ALTの支援といいましても、授業、あるいは授業と一緒にやっているわけですから、その授業準備に関わるところということもありますので、必ずしもALTの業務そのもの自体も一つにまとめることができないわけでございますけれども、先ほど私が申し上げましたような帰国の準備とか、こうした教育委員会として当たっていただるべきものに関しましては、少なくとも教師以外が積極的に参画すべき業務に該当するんではないかというふうに考えていいるところでございます。

○古賀千景君 じゃ、是非、自治体の方に、こういう業務は教職員の業務ではないよということを是非文科省から言つていただきたいと思います。私が知つてている人は、猫をその人は持ち帰りたいと言わされたので、猫の航空券まで取つて、ワクチンまで打たせて、そんなことまで全部高校の教員がしているんです。そういうことは絶対教職員の仕事ではないと思いますので、そのところ、文科省、どうぞよろしくお願ひします。

時間がなくなつてきましたので、済みません、ちょっととずっと飛ばして、最後の共同親権のところについて伺います。

○政府参考人（望月禎君） 令和八年四月から実施をされます新しい共同親権制度導入に当たりましては、令和六年に成立しました民法等の一部を改正する法律に関する関係省庁の連絡会議におきまして、QアンドA形式の解説資料を作成してございます。その資料には、これ法務省ともよく連携を取りながら、学校行事への参加に関する対応の考え方など、学校教育に関する内容も含まれておるところでございます。

○政府参考人（望月禎君） マニュアルを作成されますが、文科省としては作成されますか。いかがですか。

書かれているのは、保護者に、申告するのが望ましいという言葉はありました、保護者が学校に。今時代に、誰がプライベートで、私、離婚して共同親権でとか学校に言われると思いますか。これ、申告するのが望ましいという言葉だけではいけないと私は思いますが、大臣、どのように思われますか。

○国務大臣（松本洋平君） 委員がおっしゃられましたとおり、学校やその設置者である教育委員会は、当該学校に通う子供に対する親権や監護権に関する情報を知り得る立場にはないということになります。

○古賀千景君 クラスの子供たちのどなた、誰かへの参加を希望する場合などには、親権者同士が事前に協議を行い、学校や教育委員会にあらかじめ申し出ることが学校における円滑な対応に資すると言えられます。こうした考え方については、

ですので、これはとても怖いことで、もし子供がプールとかで溺れました、同居の親の方にはもちろん連絡はしますが、学校は知らないので、その共同親権のもう一人の方には連絡しません。でも私は連絡しないのってなりませんか。私、そこ、すごく危ないし、とても怖いし、子供が大きな利益を被ると私は思つていています。

○古賀千景君 クラスの子供たちのどなた、誰か

は学校は知らないんですよ。教える義務がない。

文部科学省を始めとする関係省庁の連絡会議に

おいて作成しておりますQアンドA形式の解説資料において整理しているところであります。

文部科学省といたしまして、この解説資料の周知にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○古賀千景君 いろんなパターンがあつて、サポートも両方の親権、保護者の方が了解しないと取れなかつたりしますよね。その子、もしかしたら修学旅行に行けないかも知れないと、いろんな課題が学校の中であるので、是非そこは文科省として整理をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（熊谷裕人君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、末松信介さんが委員を辞任され、その補欠として東野秀樹さんが選任されました。

○水野孝一君 国民民主党・新緑風会の水野孝一でございます。

十一月二十日、松本大臣の所信に対する質疑の機会をいただきました。その冒頭、私は、今何よりも優先して取り組むべきは、教育行政に対する信頼を取り戻すことであると申し上げ、その具体的な課題として、名古屋が震源と報じられた一連の性暴力、盗撮事案を取り上げました。子供たちに対する性暴力は断じて許されない行為であり、

いかなる例外も認めず、制度や運用の擦り抜けを決して許してはならない。何よりも、子供を守り抜くという強い思いを松本大臣と共有させていただけたことは、私にとつて大変心強いことでありました。

本日は、その思いを具体的の形にしていく第二弾として、子供たちの心の変化や小さなSOSをどう見付け、どう支えるのか、引き続き議論を深めさせていただきたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、児童生徒の心のケアについて伺います。

一連の性暴力事案では、教員ら七人が六つの自治体にまたがつて逮捕されました。重く受け止めるべきことは、直接に被害に遭つた子供だけでなく、その教員から日常的に指導を受けていた子供たちなど、一人一人が今なお大きな不安と動揺の中にあるということです。

ところが、事件直後の子供たちの心のケアについては、自治体や学校ごとに違い、言わばむらがありまして、対応に当たる教員らが子供たちと向き合つることにちゅうちょした場面がありました。事件に接した方々から伺つた実際の声の一部を御紹介します。

自宅や学校に連日のようにマスコミが来る。子供も保護者も教職員もマスコミの執拗な取材が本当に怖くて本来であれば子供たちの不安を受け止

めるために開きたかった保護者会の開催をちゅうちょしてしまった。教員が教壇を去つた理由を子供たちに説明できなかつた。結果としてその説明を保護者任せにしてしまつた。自分の写真が巡回しているのではないかと病気になるほど不安を募りました。

原則の中でどこまで何を子供に話しかけてよいか分からず接することをちゅうちょしてしまつた。これらいずれのケースでも、先生方は子供たちを守りたい一心で、悩みながら必死に対応してこられていました。それでも、結果として子供たちの心のケアがおろそかになつてしまつた。生徒指導提要や危機管理マニュアルが現場にとつて頼りにならなかつたのではないかと考えています。

ここで大臣に伺います。この一連の事案において、各自治体、各学校が取つてきた初動の心のケアが時におろそか、不十分になつてゐる実態について大臣はどのように受け止めておられるのか、大臣の思いを聞かせてください。

○国務大臣（松本洋平君） 教師から児童生徒への性暴力は決してあつてはならないことであります。本当に大変遺憾に思いますし、大変深刻に受け止めているところであります。直接の被害者のみならず、日常的に指導を受けていた児童生徒についても、心に傷を受け、その後の生活に大きな